

を觀れば、水素は當に金屬元素なる可きが如く金屬的の性質を具有せり。然りと雖水素ある元素は通常瓦斯体の形態を有する者あれば、水素は金屬元素（極揮發し易き）の瓦斯状をあせる者なる可し。是を以て若緻密の裝置を爲し、精巧を以て非常の高壓低温を加へあば、金屬の光澤燐然たる固形水素を得べけん。而して此固形水素を發見するは、夫れ化學専門家の責任ならんか。

## 女眞の入寇

在文科大學 武藤虎太

藤氏一たび攝關の位を世々にして以降、天下昇平海波を擧りず、春花の晨、秋月の夕、絃歌管絃の聲自ら高くして弓矢劍戟は不祥の器と爲り、日の短きを歎しては燭を執て夜遊び、更深るに及びては春眠曉を覺えず、客八音を調へて言に歸らむと歌へば、主は二轍を投して途に露多きを唱へ、一日の憂を消して百年の計を忘れ、輕を衣肥に乘じ、金鞍玉馬街衢の間を徘徊し、上下皇々浮世を夢裡に過し、平安城裏青海の如く南風枝を動かさるる際、俄然青天霹靂を起し、邊海の風濤俄に惡きと報す。當時京畿の騒擾果して如何ぞや。

顧ふに天智天皇以後、本邦と外國との交涉は最も平穏にして、遣唐使派遣の外又事少からずしに、今や五十餘艘の戰船舳艤相合て敢て我疆土を窺ふ。是時に當り防人の制殆んど既に亡び、邊海の備亦已に緩く、上下皇々文恬武熙又た兵革の何物たるを知らず。苟も攻守其宜を得ずんば、本邦の累をなすもの果して幾何ぞ。藤原隆家の女眞の寇を防ぎしや、其功長く沒す可うらざるものあり。但弘安元寇の事能く人口に繪矣し、史氏亦詳に之を傳へ今に至る迄赫々人の耳目を照すも、而も寛仁の外寇に至ては史上僅に其痕跡を認むべきのみ。後世史を繙くもの亦輕々に看過して深く意を茲に留

めず、憐ひべきのみ。今諸書を參照して當時の情況一斑を述べし。

### 第一 女眞國

女眞一に女直又刀伊と稱す。契丹の東方混同江の東、鴨綠江の西北に位し、東は海に瀕し南は高麗に隣り、西は渤海に接して北は寶韋に近し。古は肅慎とも稱し(又靺鞨と呼べり)、地方數千里戸口十余萬、其地山林に富き田は麻穀に宜し。此國大君長をく首領を立てゝ分て部落を主る、其人民は蠻撲勇驚にして死生を別つ能はず。其部落中熟女眞は混同江の南に居り、東西八百餘里南北一千餘里戸數一萬餘皆山林に雜處し最も戈獵に精し。生女眞は江北に居り、南北二千餘里、居民皆山林に雜處す。契丹國史其契丹に屬したるは、宋の太宋淳和二年寛仁を距るにして當時は國尙幼弱あり。契丹の聖宗隆緒統和廿八年寛仁より十年前宋冬十二月高麗を伐つ、高麗女眞恐らくは兵を合して之を拒き契丹大に敗る。其後八十余年阿骨打起るに及び女眞始めて大あり。

高麗顯宋の頃、契丹は歲々重兵を擁して高麗を攻むるも、女眞は當時鴨綠江長白山の西北界に在りて其勢尙弱く、部属の酋長等時節に水土の方物を獻せしことあり。東國通鑑斯て顯宗二十年三月、東女眞の賊船十艘漢洲に寇せしかば、兵馬判官全厚擊て之を却けたり。實よ寛仁二年を去る十年後の事なり。されば大中祥符二年高麗兵と共に契丹を破りし以來、女眞勇武の氣象は漸く頭角を顯はし、長く他の制駁の下に屈する能はず、暫く韓人と相結で遂に遠く海を渡り來て我に寇し、一旦其志を果ざりしも、勃々たる阿骨打の精神氣魄は溢れて其與國たる高麗に寇し、遂に遼を打ち、荏苒歲月を積で徐に帝業の地歩を占めしものに非るあるを得んや。

女眞は後國號を改めて女直と稱す、女直刀伊音相近し、伏敵篇而して二國史記に豆伊縣、豆戶伊縣、古

戸伊藤等の名あり、豆、刀音相近く而して戸、刀字形相似たり、且つ豆伊、戸伊は百濟の故地にして高麗の小部落なるを以て、是等の名稱訛り傳へて女眞即ち女直を稱して刀伊と云へるものか。是れ實に高麗と結託して本邦を犯したるの國なりとす。

## 第二 藤原隆家

藤原隆家幼名阿古君と稱え、關白藤原道隆の二子あり、母は高内侍と稱す。花物語、大鏡高階成忠の女名は貴子頗る才學あり、若き時屢次禁中に奉仕し詩文を屬せしことあり。長子伊周は小千與君と稱し内大臣に任せられ、花物語薦池系圖長女定子は一條天皇の皇后花物語とあれり、共に才學絶倫一世に稱揚せらる。而して隆家は實に其弟なり、才幹氣魄却て兄に超へ、花物語長徳元年四月權中納言に任せらる、時に年十七なり。大鏡裏書是時に當り藤氏權を專にし、各門地を擁して高位顯官を爭ひ、攝關の如き紛争常に絶えざりしが、道隆歿して攝關の職は敢へ無くも叔父道長の手に歸れたり。先是伊周は百官及天下執行の宣旨を蒙り、行々關白とも爲らんと希ひしに、今や空しく失敗したれば、伊周隆道の道長との競争軋轢は遂に免る可らず。然れども御堂關白道長は是時より漸次羽翼を貯へ爪牙を磨き、或は皇后を入れ或は中宮を獻じ、大に自家功名の地歩を占め、後には二帝の祖父二后の父と仰かれ一世を擧て已れの有と爲し、歌みて曰く、

此世をは我世とぞ思ふ望月の虧げたる事もなしと思へば  
と、其意氣念ふべきあり。されば其伊周等に對するの手段も自ら方寸の裡に辨え去るべきは勢の観易き所、果然伊周隆家等花山院に對し不敬事件ありしに、一條帝の御母にして自己の姉に當れる太后に、奏上<sup>奏</sup>、長徳二年四月廿四日、伊周は檢非違使四人を附して究繫に流し、隆家は左衛門尉延安を附し

そ出雲を流さむとす。然をとも天皇定子皇后を隣み鶴鵠の情を察し、更に伊周を播磨に隆家を但馬に留まらるむとの宣旨あり。皇后及貴子の喜悅想ふべきあり。是に於て道長は眼頭の瘤を去り枕を高くじて榮花の夢を結びしに引換へ、伊周は播磨に配せられ、物思へ心のうちじくらければあか乞の浦もかひあかりけり詠じ、隆家は旅の宿りの露けく思ひ、

さるさるは都の外に旅寢せめうたて露けきよさ枕かは  
あど詠じて而して京ある母の貴子は悲哀沈淪措く能はず、  
よるの鶴もこのうちに籠られて子をこひつゝもあきあかすかあ  
と詠す。麋鹿群を爲玄其離るゝに及び尚且つ憫々の情あり、况んや斯人をや、一家離群索居の情亦當  
に然るべきあり。是年秋母遂に病に臥す、伊周傳聞て憂鬱遺る能はず、窃かに配所を脱して歸り母の  
病を看る。隆家も亦煩悶措く能はざるも、私に歸るの非なるを以て祖父高階氏を經て歸養を請ひしも  
許されざるを以て已みしが、伊周は右馬助手孝義に告發せられて、更に津守爲基の附玄で遠く筑紫に  
配せらる。隆家剛毅の精神は是に至て大に見るべ玄。  
長徳三年四月、大赦の令あり、五月兄弟共に歸京せしが、是間道長は優然關白の椅子を占め、其女上東  
門院を入れせしめて中宮と稱し、威權赫灼一世を風靡せり。皇后定子は兄弟の不遇を嘆し、遂に落飾  
して空しく黄泉に客とあり玉ひ、伊周隆家は殆んど其據る所を失ひ、一旦伊周は准大臣に任せられた  
るも宿昔の志願遂に酬ひず、慙辱落魄、空しく恨を齎らして晉后的先縦を追ふに至り、今や僅かに隆  
家の殘るのみ。

先是皇后定子は第一皇子敦康親王を生ひ、隆家今や頼む所は獨り此一皇子にして、他日東宮に立たせ玉ふの日は幾何う自家宿昔の志願も酬ふべく、且や亡兄姉の靈とも慰むべしと口管之と頼みしに、天運會せず道長の女中宮所生の第一皇子敦成親王は早くも東宮に宣下あり。隆家希望の一綫全く斷絶して、徒に拵無きの船洋上に浮ふが如きを見るの。抑も人情順境に處すれば着實温厚務めて圭角を見はさざるも、一たび逆境に處するに際しては自ら奇激痛快の所行多く、亦事の前後を顧みるに違あらず、風貌すとば却て猫を噛む、亦自然の勢のみ。されば隆家も今は剛毅不遜の氣益揚り、威權赫灼飛鳥も落つべき天下の攝政に向つて傲慢の所行亦尠からず。大鏡に據るに、道長嘗て公卿を土御門の第に宴す、坐に隆家の有らざるを以て書を折して之を招く、時に杯盤狼籍衆客皆醉ひしも隆家の至るを見て、一坐盡とく容を改む。酒數行、道長隆家に勧めて表衣を脱し寛坐せしむ。同族公信卿直より隆家の帶を解かんとせしに、隆家勃然色を作して叱して曰く、「吾き今不運ありと雖とも豈に卿等に玩はるゝものならんや」と。坐客皆色を失ひ、民部卿俊賢の如きは大事起れりとて大に驚きたり。道長從客迫らず笑て曰く、「勿れ、吾れ請ふ卿の衣帶を解かん」と、自ら其表衣を脱せしむ。隆家曰く、「可なり」と、遂に從客始の如し。一個兵部卿の身を以て天下顯白の手を累はす、隆家毫岩の氣是に於て益見るべし。

隆家の剛毅既よ斯の如く、道長も今は之を持て餘まし、百方之を慰撫せんとし、嘗て賀茂祭の時強て隆家に勧めて車を同うて乗り、行く々語て曰く、「世或は云、曩きに卿等兄弟を貶せは余の讒口に出づと、卿等亦之を信するならむ、然れども是れ皆上意を奉行せらるゝ、余れ豈に惡意あらん、然らずんば何ぞ今日卿と車を同ふして神明に謁するを得ん」と。辨疏至らざる無く、懇切に慰撫したるを

見れば、道長の胸中一日も嘗て隆家を忘れざるの意歴々見るべきなり。然れども隆家も亦活眼家なり、徒らに道長に反抗するも宿志の萬一をも遂る能はず、大丈夫志を内に得すんば、盍ぞ驕足を外に伸ばすの餘地無からざらんとて、是より外官に任し胸中鬱勃の氣を洩らさんと思ひし際、曾々眼を患ひ鬱々樂まず。當時宋醫の筑紫に來りしを聞き就て診療せしめんと欲し、且つ會々太宰府に闕官ありしかば、自ら請ふて長和二年太宰權帥に任せられて不知火の筑紫より赴くことゝあり、茲に千載史上赫灼たるの偉勳を奏するの幸運に至れり。

### 第三 刀伊入寇

茲に刀伊入寇の事歴を考ふるに、後一條天皇寛仁三年己未三月廿七日、刀伊國伊豫國三島社の軍船五十餘艘俄よ來て對馬嶋に着し、民人を掠略す。對馬の守護遠晴太宰府に遁れ、賊遂に壹岐に寇し殺戮を逞ふし、守護藤原理忠之に殉す。是に於て大に船舶を整へ軍兵を興し、要害の所を警固せんとす。越て四月七日壹岐嶋の講師常覺遁れ歸て狀を述ぶ、疾雷耳を掩ふよ遑めらず。此日賊已に筑前國怡土郡に來り、志摩早良郡等至る所民宅を焼き財物を奪ひ、男女擒へらるゝもの四五百人、太宰府の兵防戦利あらず。志摩郡の人文室忠光、怡土郡の人多治久明等敵を斬る數十人、苦戦して之を退く。越て八日遂に進で那珂郡能古嶋を畧して博多に逼り其鋒當る可からず。群載、大鏡、小右記、朝野非常の時に際玄ては非常の人獨り善く之を處す、さすが隆家は弓矢の家に長きざるも、一身渾て是れ心膽あるを以て、直に筑後肥前肥後九國の人を徵し、命を前少監大藏種材、藤原明範、平爲賢、平爲忠、前少監藤原助高、傭仗大藏光弘、藤原友近等諸將に傳へて警固所を守らしむ。朝野群載事傳へて京師に報す。年代記九日賊已に博多津に登る、爲忠爲方等防ぎ戰ふ、賊鳴鏑の音を恐れ遁れて船に上り、舵を轉じて筥崎宮を焼かんとす、府

兵船で之を走らす。十日、十一日會な北風猛烈にして還るを得ず、賊皆能古島に據る、此間府令して兵船三十八艘を整へ、少貳平致行、大藏種材等をして追襲せしむ。賊徒遂に能古島を出て、外洋に遁れる。小右記十三日賊肥前松浦郡を犯す、松浦黨の祖源知之を防ぐ、府更に水軍を發して赴援乞ひ、賊遂に全く敗れて高麗に赴く。十七日府外警を驛奏す。伏敵篇十八日太宰府に勅符并に五箇條を賜ひ、要害を堅め凶賊を防禦し、神佛を祈禱し當境を守るべきを令す。日本紀略、大鏡又北海、山陰、山陽、南海四道の警備を嚴にする。次て廿一日幣帛を伊勢太神宮以下十社に奉じ祈禱を修む。日本紀略等廿五日、府事平々を奏し、廿七日復ひ勅あり海防を嚴にせしむ。

抑も此役賊徒の船長さ十二尋、或は八九尋、一船の櫓三四十、乗る所五六十人、朝野群載、其戰陣に臨むや各楯を持し前陣鎧を持し、次は太刀を佩ひ、次に弓箭を持する者從ふ、箭長さ一尺餘、射力太だ強く能く楯後の人を貫く。小右記、其人勇猛果敢、山河を跋渉し馬牛を屠り犬肉を食ひ、凡そ叟嫗兒童咸く殺戮遺す所無し。されば我兵の斬殺に遭ひしもの亦甚だ多矣、小右記に據るゝ左表の如し。

志摩郡	早良村	怡能土古岐嶋	志摩郡	地
五百四十七	五百四十七	五百四十七	五百四十七	人 敷
六十三	六十三	六十三	六十三	殺 害
二百六十五	二百六十五	二百六十五	二百六十五	生 檜
九人	九人	九人	九人	牛 馬 被 害
三百八十七	三百八十七	三百八十七	三百八十七	七十四
百三十四	百三十四	百三十四	百三十四	三十三
百四十一	百四十一	百四十一	百四十一	十九
五百八十七	五百八十七	五百八十七	五百八十七	十九
百七	百七	百七	百七	牛 馬 被 害
百四十八	百四十八	百四十八	百四十八	生 檜
二百五十五	二百五十五	二百五十五	二百五十五	人 敷
四十九	四十九	四十九	四十九	殺 害
三百九十九	三百九十九	三百九十九	三百九十九	生 檜
四百三十九	四百三十九	四百三十九	四百三十九	牛 馬 被 害
四百三十六	四百三十六	四百三十六	四百三十六	人 敷
三百二十二	三百二十二	三百二十二	三百二十二	殺 害
四百八十一	四百八十一	四百八十一	四百八十一	生 檜
五百八十七	五百八十七	五百八十七	五百八十七	人 敷

而して前に述べたる如く、壹岐島守藤原理忠は殺され、對嶋の銀山は焼損し、且つ兵燹に罹れる民家其數幾何あるを知らず、而して其生擒者中生きて本邦に還るもの僅かに三百人、蓋し亦慘あり。抑も今回異賊の入寇は事不意に出て、飄然として來り飄然として去り、果して何國の賊あるや當時未だ之を詳にせざりしも、偶然の事によりて其刀伊の入寇たるを知れり。小右記に據るに、對馬島の判官代長岑、諸近莫伯母妻子等家族十余人檜へられて賊船に搭して漂泊遍歴せし際、諸近は單身遁れて本嶋に歸りしも、竊かに惟ふに老母妻子に離れ、天涯地角一賊其所を異にせば、獨り餘命を存すと雖も將た何の樂か之を有らん、縱令ひ命を異郷に終るも老母よ會せざれば歸らじと決心せしも、公然官司に告れば渡海の制禁重きを以て、遂に竊に小舸に搭じて高麗に向ひ、將に刀伊の境に近うんとする頃、老母の存亡と問はんと欲せしに、彼國の譯官仁禮云ひけるは『曩さに刀伊の賊徒當國に來り人を殺し物を掠め已に戰に及ばんと欲せし時、賊徒遁れて日本國に向て去れり。是に於て舟を纏し兵を儲へ徐かに敵に備へしに、幾も無くして還り向ひ再び海邊を殘滅す。乃ち更に船艦數千餘艘を五箇所に儲へて異賊を擊殺せり。其中日本の浮虜あり、集めて將さに送還さんとす』。諸近大に喜び浮虜に就て老母の存亡を問ふよ、答へて云ひけるは、『賊徒高麗に着きし際、病羸延弱の者は皆之を海に投せり、汝の母并に妻子等皆既に死し、只伯母一人を残せり』と。是に於て幸に萬死を遁れて諸近に奇遇え遂に本嶋に歸るを得たりと云。

又浮虜中内藏石女と云者の解狀より、曩さに刀伊の賊船高麗國の沿岸に着するや、毎日未明陸地に上りて田園林宅を掠め盡は諸所の嶋に隠れ、而して強壯者を捕へ老衰者を撲殺え、日本浮虜中病羸者は盡く海に投したり。斯て廿余日を經、五月中旬の頃、高麗國の兵船數百艘俄に襲ふて異賊を討す。賊

奮激鬪せしも高麗の猛勇あるよ避易し遂に支ふる能はず。石女等又海に投せられ波上に浮沈せし際、會お高麗船の扶る所と爲り、石女等一類百三十餘人皆驛馬を給し、供給最も豊富を極む。其意に曰く、是俘虜を勞はるよ非ず、只日本を尊重するが爲あり』。是等の事情に由て、所謂入寇の異賊は果して刀伊にして高麗に非るを知れり。固より言を二三にし其罪を他よ嫁し自家の責を免るゝは古來韓人の習僻に玄て、深く怪むに足らずと雖も、今回の入寇は女眞實に之か張本たりしもあり。是年九月、高麗國の使者鄭子良我邦人の刀伊賊に虜にせられし男女二百八十人許（内男六十人女二百二十人餘）を護送し来る、朝廷之を好みし、鄭子良に金三百兩を賜ひ厚く之を饗して遣歸し給ふ。小右記、左經記、日本紀略、大鏡、八幡懸訓是に於てか一時西海を攬亂玄、延て天下を聳動したる刀伊の入寇も、隆家の措置宜を得、將士の勇敢にして忠誠に篤き、遂に全く平定の功を奏するに至れり。

#### 第四 賞功酬勞

異賊討平、功を奏し太宰府は有功者を擧て報賞を請ふ。當時藤氏權を專にし、廟堂諸公徒に繩墨を守り毫も變通を知らず、大納言公任、中納言行成等の如きは說を爲して曰く、『有功の者を賞すること著はして勅符に在り、然れども今回の事勅符未だ達せざるの前に在れば、賞するを須ひす』と。小野宮實資之に答へて曰く、『縱令ひ勅符未だ至らずとするも、有功を賞するは理當に然るべき事あり。昔者寛平六年新羅の賊對馬島を犯せし時、嶋司善友擊て之を退け賞を賜はる、前例既炳焉たり。况んや今回刀伊の賊近く警固所に來り、斬殺數百生擒甚だ多く、牛馬を殺し民屋を掠め、跋扈強梁至らざるる、壹岐守理忠の如きは戦死を遂るに至れり、而るに太宰府は時機を失せず直に兵士を發ち、擊て之を即ち國難を平復たるの功、決して及す可らざるに於てをや。是をしも賞せすんば、向後邦家に忠勤

を致すもの跡を絶つに至らん』と。大納言齊信是說に従たるも遂に全く行はるゝに至らず、結局後日の憂も有るを以て後輩を勵す爲め、聊か賞酬を行ふことゝあれり。當時廟堂の上務めて姑息偷安、一日の無事を希ひ百年の大計を誤るもの、是に至て益明あり。

嘗に是のことをあらず、更に令して曰く、「曩日戰爭の際賊の矢に中るもの頗る多し、而し生擒者は僅に三人に過ぎず、且つ之を掬問するや、高麗國人万伊賊の爲に虜へられたるを陳す。果して刀伊國人に非ずとするも、蓋ぞ其日常性行に徵せざるや。苟も掬問方を得ば或は深く其實を得たるあらん」と。嗚呼是れ何の言ぞ、縱令太宰府若くば將士の掬問其方を盡さるるものありと雖とも、戰陣の瘡痍未だ癒ざるに際し、却て其足らざるを責むるは是れ豈に人を責る過重あるものにあらずや。大凡爲政の要是善く下情よ通じ緩急宜を制するに在り、彼の肉食長袖の輩、冠冕束帶徒に廟堂の上に趨走し、階下一步既に其事に通せざるもの、果して能く何をか知らん。乃ち知る、武門武士「馬の輩は實に其萌蘖を此際に養ひ得たるを。何ぞ獨り源平二氏の崛起を得て之を知らんや。」

さて、太宰府注進の勳功者は、散位平朝臣爲賢、前大監藤原助高、隨兵糾重方、筑前國志摩郡住人文賓忠光、同國怡土郡住人多治久明、大神宮擬檢非違使財津弘延、前肥前介源知、前少監大藏朝臣種材、壹岐講師常覺、大藏光弘、藤原友親等にして、殊に大藏種材は齡既に七十を越るも、賊徒退却の日、我出兵遲きを聞き或は時機を失はんことを慮り、少貳兼筑前守源朝臣道濟を博多に遣はし、且つ纏を解て賊船に向ふべしと令えたるに、使者報して曰く、「賊船衆多須く兵船を整へて一齊よ敵に向ふべし」と。種材聞かず来て曰く、「吾れ齡七旬を過ぎ身は功臣の裔たり、種材ノ父春實、天慶中、純友を討ちて功あり。苟も兵船を整る爲に嘆日彌久せば、賊徒遂に逃げて大事去らん、吾れ己に決せり、單騎當に之に向ふべし」と。道濟其言を是

也し衆軍を整へて之に向へり、惜むらくば賊船已に亡けて遂に戰ふ能はざらしも、其前後忠勤の功勳がらずとて壹岐守に任し、其子は太宰少監に任せられ。大藏氏 法師常覺も屢賊徒を撃ちしも、衆寡敵せず單身逃脫して事を報せり、其身俗人に非るも其忠義ふ可らずとて厚く之を賞し、其他賞を受る差めり。而して隆家は更に一毫も賞を受くる所あし。顧に今回の賞功實に十一に及はずと雖とも、將士又更に不平を鳴さず、一に朝廷の指揮に甘せしは之が統御に任するもの措置宜を得たるに由るべしも、抑も亦本邦特有の國体國情の發揮せるを見るに足らん。君君爲らすと雖とも臣以て臣爲らざる可らず、況んや賞功に酬ひざるは決して君上の意に非ずして、廟堂肉食の徒の處置に出たるをや。

斯て隆家は其年職を罷めて京に歸り、治安三年中納言を辭し、以て大藏卿となり、長曆二年再び太宰權帥に任せられしも、長久二年職を辭して、寛德元年正月元日遂よ薨す、年六十六。菊池系圖

### 第五 藤原政則

此役や隆家の「一勇政則父に從て宰府に在り、異賊の入寇に際し、紫糸の鎧を着白葦毛の馬に乘じ、奮戰激鬪大に力を致せり。系圖而して螢蠅抄に謂へらく、「太宰府所進動功者交名中無政則、且菊池武朝申狀、多舉先祖功名、而不載政則、防戰事可疑」と。抑も隆家の動功者を錄上する、殊に他の有功將士を具し敢て一毫自家の功を擧げず、是故に朝廷の賞亦終に隆家に及ばざること前既に述べたるが如し。されば其子の功績を喋々せざるは是れ隆家深意の存する所には非るか、彼れ豈に介之推の流あらんや。則ち是に由て政則の勳功を疑ふは抑も誤れり。且つ武朝申狀より政則防戰の事を述べずとて更に疑を起すに至ては、吾人實に其粗漏に驚かざるを得ず。元來政則は隆家の次男にして、政則の子は則ち則隆、此時始めて肥後菊池郡に下向し、菊池の先を啓き之なり。されば武朝も祖先の功を述ぶるに當

り先づ筆を則隆に起し、其以前は之を省略せしものにて、さてころ隆家の事をも述べざるなれ。然らば則其一言政則の功に及ばざるは至當の事にして一毫も疑を容る可きに非ず、征西將軍宮譜を按するに曰く、

政則は此合戦より種材明範等と同じく防戦して其功ありしあるべし、政則が官途の事系圖には對馬守と見へたれば、其時の勸賞に種材が壹岐守に成たるごとく、政則も對馬守になりしにやあらん云々。

是れ蓋し至當の説にして、斯く父祖以來勳功ありしを以て、其子則隆一旦太宰少監となりて九州に赴くや、次て肥後菊池郡を賜はり子孫永く茲に住するに至りしあるべし。事本文に關するを以て一言茲に辯す。

則隆既に城を菊池に築て茲に菊池の先を開き、子孫相續て王家に勤め、後二百五十餘年又永年間、蒙古襲來に際し菊池武房偉功を奏々、南北朝の際菊池武時首に義を唱へて西陣に崛起し、遂に京師の聲援を爲し、是より以降武重、武敏、武士、武光、武政、武朝以下凡う二十五世、征西將軍を奉じて節鉄を一方に專にし、宗族子弟同心戮力以て王事に勤めざる無く、西海の一隅に據て遠く南朝の命脈を繋ぐ、其忠其勇長く千載青史を照らし、今に迨々迄赫々光を放つ、而して是が先蹟を爲すものは實ふ隆家政則に在りとす。嗚呼、一公の功豈に獨り一世に限らんや。

### 浦傳ひの記

迂 謀

大和廻りの疲を早跡なく消へ、宿痾再び發し遊興勃然として動き、家守り全く面白からずありた